

白杵市・津久見市任意合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白杵市・津久見市任意合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、白杵市・津久見市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、審議を妨げない数とし、かつ会場の規模に応じてその都度会長が定めるが可能な限り傍聴を認めるものとする。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において、傍聴人受付簿（第1号様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

(報道関係者の傍聴)

第4条 報道関係者で会長が適当と認めたものは、第2条の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者
(会長の許可を受けた者を除く。)
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨として、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、放歌、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話の電源は切っておくこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月4日から施行する。

